

災害時における機器の調達に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は、災害時における機械及び器具（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力の実施）

- 第1条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急の機器の調達が必要となった場合は、乙に機器の提供を要請する事ができる。
- 2 乙は、前項により甲の要請があったときは、乙の営業に支障をきたさない範囲で、甲に対し協力することに努めるものとする。

（機器の範囲）

- 第2条 甲が乙に提供を要請する機器は、次に掲げるものとする。

- (1) 発電機
- (2) 暖房機
- (3) 投光器
- (4) 簡易トイレ
- (5) その他甲が必要とする機器

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による要請は、出荷要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書で要請する時間が無いときは、口頭または電話等で要請し、その後直ちに文書で要請するものとする。

（費用）

第4条 機器の提供に係る費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準とする。

（引渡し）

第5条 乙は、甲に提供する機器を、出荷確認書（別記第2号様式）に基づき甲の職員の確認のうえ引渡すものとする。なお、引渡し及び引取りにかかる費用は、甲の負担とする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において、乙が機器を配送する車両を優先車両として運行できるよう、甲の指定する引渡し場所までの運送ルートを確保するものとする。

（緊急時の連絡）

第7条 甲及び乙は、本協定の連絡責任者を定め、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月8日

甲 中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴義



乙 札幌市中央区大通東3丁目1番地19

株式会社カナモト

代表取締役社長 金本 哲男

